

平成26年4月2日

行政評価・監視の実施

<河川の管理に関する行政評価・監視>

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に行政評価・監視を企画し実施しています。

今回、平成26年4月から実施する上記テーマの計画についてお知らせします。

ポイント

- 河川整備計画の策定状況、河川管理施設等の維持・修繕状況、河川敷の管理状況及び防災対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 本行政評価・監視は、関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所及び千葉行政評価事務所が調査を担当

【連絡先】

関東管区行政評価局第一部第3評価監視官
担当：前田
電話：048-600-2322
FAX：048-600-2337

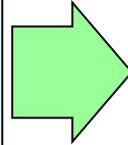
河川の管理に関する行政評価・監視

調査の背景

- 河川の管理については、高度成長期に整備された水門・樋門、揚水機場などの構造物の老朽化への対応や循環型社会の形成、良好な河川環境の整備など新たな要請への対応が求められている。

このため、国は、平成25年6月、河川法を改正し、i)河川管理施設及び許可工作物の維持・修繕の基準、ii)河川協力団体※を指定し、当該団体の活動に必要な河川法の許可等の特例を設ける制度を創設したほか、不法な工作物の設置、船舶係留、投棄等の行為に対して適切な指導、是正措置を的確に進めることとし、特に船舶等について河川区域に放置することを禁止する等の取組を強化

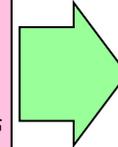
- 以上の取組は、社会的にも速やかに実務に反映し、フォローアップを行うことが求められている。このほか、東日本大震災において、河川津波による甚大な被害があったことから、海岸での防御と一体となった河川津波対策が求められている。



- 河川工事及び河川の維持の目的・種類・施行の場所等を内容とする「河川整備計画」が未策定の一級河川あり

- 河川管理施設等に損傷がある、樋管に土砂等が堆積し流路をふさいでいるなど、河川管理施設等の機能を十分発揮できないものあり

- 河川敷に、不法占用、不法耕作、船舶の不法係留等がみられる。



河川の適切な管理を推進する観点から、河川整備計画の策定状況、河川管理施設等の維持・修繕状況、河川敷の管理状況及び防災対策の実施状況を調査

※ 河川管理者に協力して河川の工事等を行う法人その他の団体

主要調査項目

1 河川整備計画の策定状況

2 河川管理施設等の維持・修繕状況

3 河川敷の管理状況

4 防災対策の実施状況

主要調査対象

- 調査対象機関： 関東地方整備局
- 関連調査等対象機関： 都県、市町村、関係団体、事業者 等

調査実施期間

平成26年4月～7月

調査担当局所

関東管区行政評価局
栃木行政評価事務所、千葉行政評価事務所